

申告日程 (北秋田市) 2月2日～3月15日

平成22年度「市・県民税」

申告相談が始まります

平成21年分の市・県民税（国民健康保険税・後期高齢者医療保険）の申告相談がはじまります。

平成21年分の市・県民税（国民健康保険税・後期高齢者医療保険）の申告相談がはじまります。地区ごとに日程を指定していますので、日程表で確認のうえ指定会場で申告してください。指定された日に都合がつかない場合は別の日又は会場で申告できますが、資料準備のため希望日の前日までに電話連絡をお願いします。

なお、今回から会場及び申告受付の仕方などについて、一部変更していますので、お間違えのないようお願いいたします。また、申告会場は大変混み合うため、やむを得ず人数制限をする場合があります。申告相談を円滑に行うため、ご理解とご協力をお願いします。

■申告しなければならぬ方

- 平成22年1月1日現在、北秋田市にお住まいで、次のいずれかに該当する方
- ①平成21年中に営業、農業、その他の事業所得、不動産、小作料、配当、譲渡、一時所得などがあつた方
- ②給与所得者で次に該当する方
- ▽給与以外に、所得があつた方
- ▽2力以上の事業所から給与を受けた方で、年末調整をしていない方
- ▽給与収入額が2千万円を超える方
- ▽勤務先の事業所から市税務課に「給与支払報告書」が提出されていない方

- ③医療費控除、寄付金控除、住宅ローン控除などを受ける方
- ④公的年金を受給している方で、所得控除を受けようとする方

平成21年中に所得がなかった方や障害者年金、遺族年金などの非課税所得のみの場合であっても、国民健康保険税等の軽減判定や税に関する証明書の交付等のため申告が必要となります。

※申告書を自書し市役所窓口へ提出する方は、収支内訳書、源泉徴収票、保険料控除証明書等の書類の添付が必要です。必要書類が揃っていない場合は

■住宅借入金等特別控除

平成21年中に一定の居住用家屋の新築、購入、増改築等により特別控除を受けようとする方は、次の書類をご持参ください。

- ▽登記事項証明書
- ▽工事請負契約書又は売買契約書
- ▽住民票
- ▽住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

※認定長期優良住宅の新築等の場合は、別に書類が必要になります。



■住民税からの住宅借入金等特別税額控除

平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、所得税から控除しきれない額があつた場合、昨年までは住民税の特別税額控除申告書を毎年提出する必要がありました。税制改正により申告書の提出は不要になりました。

ただし、退職所得、山林所得を有する方、所得税において平均課税の適用を受ける方は申告書を提出する必要があります。

■申告会場、受付の仕方が変わります

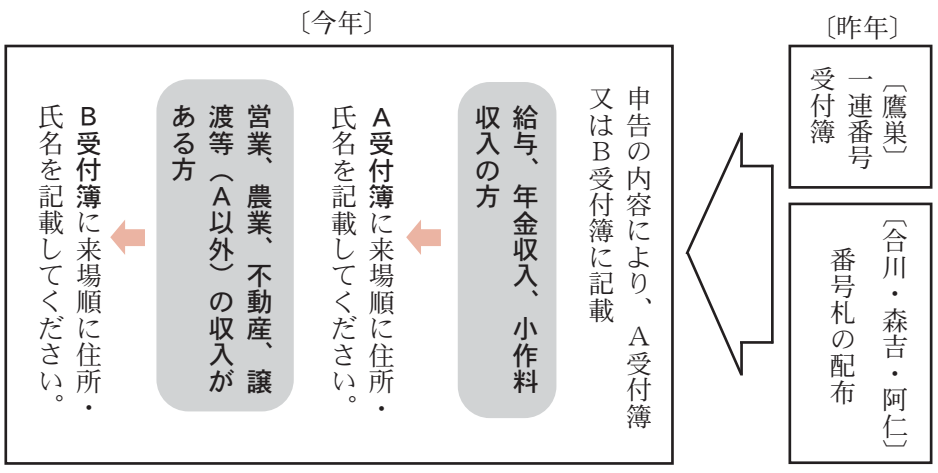
- ▽会場の変更
 - 〔鷹巣地区〕
 - ◆市役所/舟場会館
 - ◆前山森林交流センター/今泉生活改善センター
 - 〔合川地区〕
 - ◆木戸石児童館/鎌沢生活改善センター
 - ◆三木田多目的集会所
 - ◆上杉あいターミナル
 - ◆森吉地区
 - ◆前田地区で指定日に申告できなかった方
 - ◆四季美術館
 - ◆森吉庁舎
 - 〔阿仁地区〕
 - ◆中村コミュニティセンター
 - ◆大阿仁出張所
 - ◆吉田公民館
 - ◆山村開発センター
- ※会場は10ページの日程表を確認してください。
- ※期間中の申告相談の受付は、指定会場のみで行います。市役所及び各地区窓口センターでは受付しませんので、ご注意ください。



受理できませんのでご注意ください。

※青色申告書と消費税の申告書は直接税務署へ提出してください。

▽受付の仕方の変更



■申告する必要のない方

- ①税務署へ所得税の確定申告書を提出される方
- ②給与所得以外に所得がなく、職場で年末調整をさせている方
- （医療費控除等を受ける方や退職等により年末調整を終えていない方は申告が必要です。）

■農業の申告をされる方へ

農業所得は、他の事業所得と同じくすべて収支計算による申告をしなければなりません。自分で計算できない方は事前に農協の指導を受けて収支内訳書を作成し、収支の内容がわかる書類（収支計算ノートなど）をご持参ください。

農業収支計算説明会

農業所得の申告をされる方を対象に、収支計算の仕方などについての説明会を開催します。お気軽にご参加ください(申込み不要)。

日時 1月15日(金) 午前10時～11時30分

場所 北秋田市交流センター

問合せ 大館税務署 ☎0186-42-0671

■所得税の確定申告は「e-tax」が便利でお得です

確定申告を「e-tax」で行うことにより、申告会場に向かなくても、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」から直接電子申告ができます。ぜひご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

大館税務署 ※音声案内で2番選択 ☎0186-42-0671

■事業主のみなさまへ

前年中に給与・賞与等の支払いをした事業所は、1月31日までに前年中の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の1月1日現在の居住市町村に提出しなければならぬこととなっています。

申告相談を円滑に行うため、早めの提出をお願いします。

■申告に関する「相談、お問い合せ先」

税務課市民税班 ☎21116

